

2 病院、診療所又は介護老人保健施設の開設

(1) 開設手続

設立の登記が完了したことにより、医療法人が成立することとなります。

医療法人成立後、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）に定める病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の開設の手続を行ってください。

設立後1年以内に正当な理由がないのに病院等を開設しないときは、設立の認可を取り消す場合がありますので注意してください。【法第65条】

(2) 病院又は診療所の開設の手順及び申請書類

開設の具体的な手順及び申請書類は次のとおりです。

ア 設立登記後、定款等に定める病院又は診療所の開設許可申請手続を行ってください。

【法第7条第1項】

イ アによる開設許可のほか、当該病院又は診療所の使用開始予定時期を考慮した上で使用許可申請手続が必要となります。【法第27条】

（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

ウ イの許可を受け開設後10日以内に開設届を提出してください。

病床を有しない診療所については、アによる開設許可を受けて開設後10日以内に、開設届を提出してください。【医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「施行令」という。）第4条の2第1項】

なお、個人開設から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名で廃止届を上記開設届と同時に提出してください。【法第9条第1項】

（開設年月日は、廃止年月日の翌日としてください。）

(参考) 申請書等一覧

申 請 書 ・ 届 出 書	提出先	許可（受理）権者	提 出 部 数		様 式 番 号
			正	副	
登 記 届	保健所	知 事	1	1	別記第41号様式
病院（診療所）開設許可申請書	〃	保健所長	1		別記第1号様式
病院（診療所）検査申請書	〃	〃	1		別記第17号様式
病 院 （ 診 療 所 ） 開 設 届	〃	〃	1		別記第5号様式
病 院 （ 診 療 所 ） 廃 止 届	〃	〃	1		別記第9号様式

注）様式番号は医療法施行細則（昭和46〇〇〇規則第84号）に規定される番号です。

3 その他の手続

医療法人化により、保険医療機関の指定申請等に係る北海道社会保険事務局への手続のほか、税務署、道税事務所、市町村、労働基準監督署、公共職業安定所等の諸官庁への手続も必要です。

そのほか、銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、出資又は寄附を受けて法人の資産となったものの名義の書換え手続も必要となります。

また、医療法人の常勤役員、従業員等そこで働く人はもちろん、理事長も法人に使用される者として健康保険、厚生年金保険に加入することが義務付けられているため、加入の手続が必要になります。

詳しくはそれぞれを所管する事務所等にお問い合わせください。